

一 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 一

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 21 年 3 月 31 日・東京都規則第 75 号

1 概要

(1) 改正理由

ア 平成 20 年第 2 回定例会可決の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成 20 年東京都条例第 93 号）の温室効果ガス排出量の削減等に関する規定の施行に伴う改正

イ 平成 21 年第 1 回定例会可決の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成 21 年東京都条例第 44 号）の自動車に起因する温室効果ガス削減の推進に関する規定の施行に伴う改正

(2) 改正内容

ア 温室効果ガス排出量の削減等に関する規定の施行に伴う改正

(ア) 地球温暖化の対策の推進に関する規定

規則で定める温室効果ガスである物質を規定

(イ) 大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減に関する規定

排出量取引等による温室効果ガス排出量の削減義務、地球温暖化対策計画書の作成等、テナント等事業者との地球温暖化対策の協力推進体制の整備、登録検証機関の登録手続等に関するなどを規定

(ウ) 中小規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減に関する規定

地球温暖化対策事業者の地球温暖化対策報告書の作成等、地球温暖化の対策の推進義務等に関するなどを規定

イ 自動車に起因する温室効果ガス削減の推進のための一部改正に伴う改正

(ア) 燃費性能

条例第 34 条に新たに規定する、エネルギーの消費量との対比における自動車の性能として規則で定めるもの（燃費性能）について規定

(イ) 低公害・低燃費車

条例第 34 条の努力義務の対象等を「低公害車」から「低公害・低燃費車」に改正することに伴う規定整備

(ウ) 環境情報の事項

燃費性能を条例第 47 条の自動車販売者による環境情報の説明義務の対象とともに伴う規定整備

2 施行日

平成 21 年 4 月 1 日

3 問い合わせ先

(1) (2) アについて

環境局都市地球環境部総量削減課排出量取引係

直通 03-5388-3465

内線 42-171

(2) (2) イについて

環境局自動車公害対策部計画課計画係

直通 03-5388-3462

内線 42-514